

国立市議会議員

上村 和子

一人一人の人權が大切にされる町に*誰もがのびのびと生活できる町に

◆みなさまのお声を12月議会に活かします。
11月16日(日)午後1時半
 くにたち福祉会館
上村和子と市政を語る会



介護保険料

これ以上の値上げにNO!
積立金二億円、活用すべし

二〇〇〇年度にスタートした介護保険制度では、介護保険料を三年ごとに見直す、ということになっていきます。二〇〇〇年度以降これまで、見直しのたびに保険料は値上げされてきました(図1)。

二〇〇八年度は見直しの年に当たり、〇九年度以降三年間の保険料をどうするか、市の方針が今年の暮れ頃には決められます。

市は、「負担は極力抑えたい」としながらも値上げを打ち出す方針のようですが、私は値上げをせず、保険料を据置くべきだと考えています。

私が介護保険料を値上げすべきでないと考えている主な理由は以下の三つです。

第一。二〇〇五年度以降、介護給付費が抑えられており、二〇〇六年度の保険料値上げの際の給付費見直しを大きく下回るようになってきていること(図2)。介護給付費が抑えられているのは、認定を厳しくしたり、給付水準を引き下げるなど介護保険制度の改悪があったためであり、好ましいことではありませんが、向う三年間の給付費の予

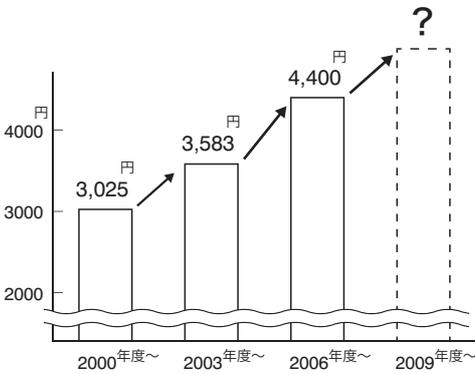
測はこの現実を基に行うべきであり、そうすると保険料の値上げもしいですむと考えられます。

第二。給付費が抑えられたことから、国立市の介護保険給付費準備基金が急激に増加(現状二億二七〇〇万円)しており(表)、仮に不足が生じてもこれで充当できること。

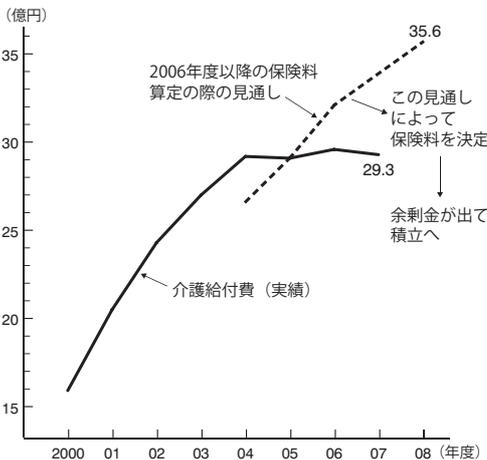
第三。ここ数年来の税制改正老年者控除の廃止、定率減税の廃止などにより高齢者の税負担は著しく高まっており、これ以上の負担増を求めるべきでないこと。

こうしたことから、私は、二〇〇九年度以降の介護保険料は引き上げるべきでない、機会あるごとに市に訴え、十二月議会でも主張していきたいと思えます。

(図1) 値上げが続いてきた介護保険料(国立市、65歳以上の平均)



(図2) 抑えられている介護給付費



(表) 積み上がっている準備基金

各月末	残高(億円)
2001. 5	0.7
02. 5	0.8
03. 3	0.6
04. 3	0.6
05. 4	0.0
06. 3	0.2
07.10	1.1
08. 3	1.8
08. 9	2.3

(注1) 国立市介護保険給付費準備基金の残高
 (注2) なお、これとは別に都道府県の管理する財政安定化基金があり、その残高は全国で2,732億円、東京都のみでも231億円。介護保険会計が資金不足となった際はここから借り入れることも可能(国立市は2005年度に8,200万円借入れの実績あり)。

◆講演会のお知らせ◆

これからの日本経済と暮らし

百年に一度の危機といわれる米国発の金融危機。日本経済と私たちの暮らしはどうなるのでしょうか。

- 講師：山家悠紀夫さん
- 日時：11月29日(土) 午後1時半～
- 場所：国立市公民館・講座室
- 主催：市民の経済学を学ぶ会

九月議会

上村和子の一般質問から
財政問題などを問う

九月議会の一般質問で、私は、財政問題、高齢者福祉問題、まちづくり問題、教育問題を取り上げ、以下の質問をしました。

■財政問題

「自治体財政健全化法」が制定され、自治体の財政状況は新しく4つの指標で判定されることになりました(表)。これらの指標が基準値を割った場合、健全化計画を策定することが義務付けられたり、国の管理の下で再建を迫られることとなります。新指標上は、国立市は全く問題ありません(表)。このことを受けて、私は、国立市が、「財政が厳しく、硬直化していて、来年度から毎年10億円不足する」と言うなら、その根拠(何をもって危機とするか)をきちんと

	国立市 (2007年度)	財政健全化法 による基準	
		早期健全 化基準 (再建計画 が必要)	財政再建 基準 (国の管理 下に)
実質赤字比率	黒字	12.7%	20.0%
連結実質赤字比率	黒字	17.78%	40.0%
実質公債比率	6.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	68.5%	350.0%	—

- ・実質赤字比率=一般会計等の赤字/財政規模
- ・連結実質赤字比率=事業会計等を含めた赤字/財政規模
- ・実質公債比率=借金返済額/財政規模
- ・将来負担比率=負債額/財政規模

市民に説明すべきと述べました。

昨年、関口市長は市職員に対し、「痛みを伴う行政改革が必要」という行政運営指針を市長決定として出しました。この中で、国保や下水道などの各種料金の見直しや、人件費や事業の優先度決定を行う事、また、来年度09年度予算から、コスト削減を視野においた枠配当予算にする事を決めました(今年度までの予算は各事業毎の積み上げをもとに決定)。その優先度は市長等の理事者と部長の段階で判断され仕分けされる事になったわけで、以前より増して、途中中の情報公開が求められます。

小泉首相以来の「痛みを伴う改革」が、「痛みしか伴わない改革」であったにもかかわらず、全く同じ言葉を使って改革を行うとうとする関口市長に、市民派だから大丈夫だろうという甘い認識を断たないとダメだと思いました。

なお、国立市には08年度から2010年度の3年間で、担当課の見積もりでは総額57億8千1百万円、33事業(3・4・10延伸、給食センター改修、谷保駅エレベーター、その他)があります。しかし、市の実施計画では、3年間で4千6百万円の費用しか計上されていない状況です。33事業については優先順位をつけて凍結、先送りなどが必要となります。できるだけ早く情報公開して、市の方針を市民に示すことが必要だという意見を述べました。

■高齢者福祉問題

来年度からの第4次介護保険事業に際

し、このままでは3度目の値上げが予想される保険料を値上げしないように求めました(1ページ参照)。

■まちづくり問題

六月議会で全会派一致であげた決議「21世紀に向けて、国立の都市農業を守り活かし、未来へつなげるまちづくり決議」の具体的な取り組みを市長に質問しました。

南部のまちづくりのビジョンをまとめるにあたって、市長自身が農協・農業委員会・商工会・国立まちづくり観光協会・学識の方々を招き、意見を伺い、今後に向けての課題を整理してはどうかと提案しました。

■教育問題

5月に二小のUSBメモリーを拾ったという人が4百万円で買えと脅しの文書を教育委員会に送ってきた事件が起きました(内部の犯行の可能性も出てきています)。

7月には四小教員の立川駅ビルでの盗撮事件が起きました(四小ではその前々日にセクシャルハラスメントの防止研修が開かれ、当該教員も受講しています)。

9月には「五小の児童を殺す」との脅迫文

住基ネット——切断は当然

突然の「接続」動議が可決されたが……

を警察に送ったとして青柳に住む女性が逮捕されましたが、2日間の臨時休校となった事件がありました。

この犯人の女性は、乗っていた自転車に児童がぶつかって来たとして、7月に何度か五小に苦情を言い訪れている事から、緊急保護者会では、学校側の初期の対応がまずかったのではないかとの声がいくつも上がったといわれています。

他にも、卒業記念品の「ミス」(今年の中学校の卒業式に中学生向けの英和辞典を贈った)の問題があります。教科書選定の重責を担う校長・教育委員会のこのミスには全く呆れ果てます。もっと問題なのは、事が発覚した後、ミスと認めず、「ふさわしくない」とのご指摘を受け(「くにたちの教育」とごまかす、その責任をとらない姿勢にあります)。

以上のような相次ぐ事件・問題に対し、その真相究明(警察や都教委にまかせず、市教委として、ひとつひとつ丁寧に事実調査し、場合によっては全教員にアンケートするなど)を求めました。

九月議会最終本会議の最後に、突然、住

民基本台帳ネットワークへの接続を求める動議が出され、12対11で採択されました。

生方議長が採決に加わっていたと仮定したら賛否同数です。議会としてもっと中味を十分に議論・吟味すべきであったと心底残念な思いです。

動議を提出したのは、公明党を筆頭に自民党、明誠会と一人会派の池田議員を加え

た12名です。その動議提出理由は、

- ① 杉並判決を受け、東京都から2度目の勧告を受けている。
- ② その勧告に現在の国立市は違法状態と書かれてある。
- ③ 日本は法治国家であるからして、違法状態を放置できないからすみやかに接続すべきである。
- ④ また、年金受給者票の提出に関して、

切断しているために国立市民は毎年提出しなくてはならず、その苦情が殺到している。等でした。

私は以下、確認・質問・意見を述べました。

◆確認事項

- ① 東京都の勧告に法的拘束力はない。
- ② 動議にも法的な強制力はない。
- ③ 総務省から東京都を通じて是正要求が来るとはじめて法的拘束力が生じる(それに従わないときにはじめて違法となる)。

◆私の意見

- ① 都の勧告には国立市の切断は違法状態と書かれているが、国立市は住基法に基づく自治体の権能として切断しているので、違法状態ではない。都の勧告はおかしいと

意見すべきではないか。

② 杉並と国立の違いについて

杉並は住基ネットワークの参加・不参加のものについて、自治体の選択を認めるべきとの主張で国と争い、負けた訳であるが、国立は第一次稼働(02年8月)には接続(という事は既に参加している訳である)し、接続後多くの住民からの不安の声や議会での陳情や議員からの意見を受け、同年12月に住基法に基づく一時切断に踏み切った訳で、杉並判決を国立にあてはめるのは本質的に違う。

③ 一時切断以降、国立市は総務省と個人情報セキュリティについての質問を6年間、繰り返し行なってきた(放置して

悪法に異議申し立てを!

地方自治・住民自治を堅持しよう

井上スズ

08年三月議会に市民より「後期高齢者医療制度を中止・撤回するよう政府に意見書の提出を求める陳情書」が提出され、続いて六月議会には「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」が議員提出議案として提出された。しかし、いずれも少数差で否決。非常に残念なことに現福祉保険委員長である池田智恵子議員が三月議会は趣旨採択、六月議会は反対したため両方も一票の差で否決となったのである。

自治権侵害の後期高齢者医療制度

日本国憲法は第八章で「地方自治」を明記している。私たちは戦前なかった地方自治、住民自治を持つことができたのである。三割自治と言われ、未だ完璧とは言えない

のだが、そこから自治の権利を一つ奪われたのが「後期高齢者医療制度」である。この制度の行政事務は国立市から離れ広域連合なるものに移された。それがどのような組織なのか、代表をわれわれが選んだわけでもなく構成員の顔も何一つ見えないのここで保険料額が決められてしまう。75歳以上の高齢者の70%強の保険料が前年度比増額になったという。私の保険料も20%増の通知があった。しかも本人の意志も確かめず年金からの天引きである。これは、悪法中の悪法と言わざるを得ない。保険料は二年ごとに見直して増額すること、医療行為の制限もあり得ること、保険料を払えない際の仕打ちもひどいこと等々、「後期」を「長寿」と呼び変えても駄目でこの

きてはいいない)。

④ 国立市が再接続するための安全とする基準(05年、国立市が専門家に依頼して作った安全基準)はいまだにクリアされていない。

◆関口市長への要望

関口市長は市長選挙で住基ネットに関して、(国立市安全基準をクリアするまでは)切断継続することを公約に掲げ当選した訳であるので、政治生命をかけて取り組んでもらいたい。

住基ネットのシステム(電子情報の結合)で個人情報が流出すると、どの段階でどのように流出したかすらわからない状態に陥

法律は早期に廃棄されるべきものである。

保険料の算定にも問題がある。後期高齢者の均等割額の設定や介護保険同様の六段階〜八段階という算定法は高所得層優遇策である。消費税の一律課税が不平等であると同様、医療や福祉関係の悪平等も早急に改善すべきである。

各々の自治体の長は国保の赤字で苦労しているなどとボヤかずに、日の出町の75歳以上の町民の医療費無料化を見習ってほしいものである。

住基ネットは住民統制システム

もう一言。

九月議会に「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)への接続を求める決議の提出を求める動議」が提出された。提出者及び賛成者は、勿論自民・公明の議員であるが最後に「池田智恵子」議員も名を連ねている。思わず私は目が疑った。前上原市長の円型公園への国立駅舎移設反対に協力してくれた池田議員を心から

ります。

しかも、自治体には調査に入る権限がありません。ましてや個人の自己情報コントロールの権利は全くききません。その管理を国に委ねるより他ないわけです。

大切な個人情報をひとつにまとめていくこと、その漏洩に関して、完全に防ぐ手段はないこと、住民基本台帳の事務を司る自治体に、市民に代わって立ち入り検査・調査を行なう権限があればまだしもだが、それも無いことなど、住基ネットは多くの問題を含んでいます。そうである以上、せめて市の責任において、市の声を国に届け続け、法整備を促すより他はないと考えます。

信頼していたのに……。

戦前・戦中あのきびしい国家統制に縛られ住民の人權は皆無であったことを忘れてしまったのだろうか。

「住基ネット」は住民に11桁の番号を振り住民を統制し、監視するシステムである。現段階では住所、氏名、生年月日、性別の基本四情報であるが、これも歴とした個人情報で洩らされては困る、人權侵害の問題である。

一度入力されれば情報は一人歩きするが誰がプライバシーを守ってくれるのか。今のところ個人情報情報は四情報であるが近い将来各自のもるもるの情報が入力されることは疑いのないところである。

先進国に比べ住民の人權感覚が薄いと評される日本人、個々のプライバシーを侵害するものにはしっかり抵抗していこう。動議が通っても関口市長曰、美濃部都知事を御存知か。彼は都の建築審査会で反対された朝鮮大学の建替えにOKを出した知事である。「住基ネット」撃退はダメヨ。

九月議会の議決結果と上村和子の賛否

九月議会の議決結果と各議案・陳情に対する私の賛否は左の表の通りです。この中からポイントとなる案件について、私の賛否理由を説明します。

※1 国立市組織条例案↓所管業務に大きな偏りがあり反対

市が提案した組織改正案によりますと、現状の企画部と総務部の名称はそのままです、

すが、今まで市民部が行っていた課税・納税の業務が企画部の所管業務となります。政策推進と行政管理も従来通り企画部の所管ですので、行政評価、徴税、予算編成から実施計画まで全てを企画部が担う事になります。権力集中で危ないことです。総務部は従来と同じく人事と法制業務を担当しますが、そこに情報関係がまとめら

番号	件名	議決結果	上村賛否
第48号議案	市道路線の廃止について	可決	○
第49号議案	市道路線の認定について	可決	○
第50号議案	市道路線の認定について	可決	○
第51号議案	国立市議会の会派に対する市政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案	可決	○
第52号議案	国立市組織条例案	可決	×※1
第53号議案	公益法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案	可決	○
第54号議案	平成20年度国立市一般会計補正予算(第3号)案	可決	○※2
第55号議案	平成20年度国立市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)案	可決	○
第56号議案	平成20年度国立市介護保険特別会計補正予算(第1号)案	可決	○
第57号議案	国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	同意	白紙※3
議員提出第13号議案	国立市議会会議規則の一部を改正する規則案	可決	○
議員提出第14号議案	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書案	可決	○
議員提出第15号議案	食糧自給率の向上を求める意見書案	否決	採択
陳情第9号	府中病院、神経病院、府中療育センター、多摩療育園の民営化を見直し都の責任で都立のままです充実を求める陳情	不採択※4	継続
陳情第10号	「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情	採択	採択
陳情第11号	消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情	趣旨採択	趣旨採択

※4 継続10名(上村を含む)、不採択13名(自民・公明他)で不採択となった。

れ所管業務とされます。

企画部と総務部、そして従来の収入役の代わりの会計管理者(国立市にはまだいない)が、市長、副市長の執行権の補佐となつて、市長の市政運営にあつたマネージメントをスムーズに進むようにすると市は言っています。トップダウンの、強いリーダーシップが財政難の地方自治体に求められ、それに見合った組織改革という事のおうです。

また市民の暮らしを支えるとして、福祉部が「健康福祉部」に、環境部が「生活環境部」に、建設部が「都市振興部」(従来の建設関係と産業振興が一緒にされた)に名称が改められます。また、「子ども家庭部」(ひとり親相談関係も含まれる)が新設されます。国立駅周辺まちづくり推進室は存続、議会事務局と教育委員会は独立機関でもありそのままとなります。

この組織改正案の評価できる点は、「しようがいしゃ支援課」が単独課として新設されたこと、及び、ひとり親施策に係長が置かれ相談支援までまとめられたことです。しかし一方で、私が問題と思う点も沢山あります。

①何故、福祉部に「健康」の言葉をつけたのか?

②生活環境部に「市民協働推進課」が新設されたが、コミュニケーション関係、自治会、施設、市民プラザ、人権、平和、女性問題、外国人、NPO等等、所管業務は重要課題がテンコ盛りの状況に対応できるのか?

③従来人権に関する担当課がないため再三議会で質問してきて、ようやく企画部が窓口となるというところまで来たのだが、今回、それがなぜ生活環境部、なぜ市民協働推進課の担当とされたのか?人権施策は市長に最も近い所に市長責務の表れとして

置くべきではないか?人権問題を軽く見ている組織変更ではないか?等です。

市民部がなくなった事により、部の数は9から8に、課の数は37から38に、係は79から72となりました。

全体として数の上では殆ど変化はなく、人件費の削減というより今後の市役所のある方に問題を起す組織改革であると考え、反対しました。

※2 補正予算案↓いろいろ要望した上で賛成

しようがいしゃ相談支援事業として139万5千円が計上されました。地域でのセーフティネットについて、東松山市の社協が市の委託で一年365日24時間の相談支援体制をとっていることを知り、しようがいしゃだけではなく市民ならだれでもかけこめる総合相談支援事業を国立市も検討してはどうかと提案しました。既に国立社協は東松山市に視察に行つており、市も視察に行き研究するとの事でした。

また認知症高齢者グループホームに防火対策緊急整備支援事業680万円の都補助が計上されました。内容は四か所のグループホームにスプリンクラーと火災報知器等を設置することです。市内には知的・精神のグループホームは12ヶ所ありますが、スプリンクラー設備のある施設は皆無で、自動火災報知器の設置も皆無である事がわかりました。引き続き市から都の助成を要請するよう意見しました。

※3 固定資産評価審査委員の選任↓白紙

人事案件です。例によって提案説明も、質疑・討論もないままの採択で判断のしようがなく、またこうしたり方そのものに反対の立場からも白紙投票しました。